

# 四万十市就学援助制度のお知らせ



## 1. 制度の概要

就学援助制度は、学校教育法第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、就学に必要な援助を行うことを目的とするものです。

## 2. 対象者

援助の対象となるのは、原則四万十市に住所を有し、四万十市立小中学校または県立中村中学校に在籍する児童生徒並びに就学予定者の保護者で、次のような理由により教育委員会が認定した方です。

### (1) 要保護者

生活保護費(教育扶助)を受給している方

### (2) 準要保護者

- ・児童扶養手当を受給している方
- ・市民税が非課税世帯の方
- ・生活が苦しく諸学費に困っている方
- ・病気や災害などの特別な理由により収入が著しく減少し諸学費に困っている方

## 3. 認定の審査(認定にあたっては次の項目を審査します。)

(1) 申請理由 (2) 家族構成 (3) 収入状況 (4) 住居の状況

※借入状況(住宅ローン等)については審査の対象外です。

☆収入状況のめやす

家族数	家族構成	所得額 (社会保険料等控除後)
2人	父または母(33才)、子(小1)	160万円程度
3人	父または母(40才)、子(小4)、子(小1)	220万円程度
3人	父(33才)、母(32才)、子(小2)	210万円程度
4人	父(36才)、母(34才)、子(小2)、子(小1)	264万円程度

※家族構成・年齢・社会保険料等により増減するため、あくまでめやす額としてください。

## 4. 援助の内容

### (1) 要保護者

援助の項目	小学校(年額)	中学校(年額)	支給の時期
修学旅行費	22,690円 (上限額)	60,910円 (上限額)	修学旅行の実施後

※この他に医療費(学校病:う歯、結膜炎、中耳炎、慢性副鼻腔炎、寄生虫病など)の援助があります。

### (2) 準要保護者

援助の項目	小学校(年額)	中学校(年額)	支給の時期
学用品費	11,630円	22,730円	各学期終了月の末日
通学用品費(1年生除く)	2,270円	2,270円	各学期終了月の末日
新入学準備金 (翌年度に小・中学校1年生になる方のみ)	51,060円	60,000円	入学前年度の3月
新入学児童生徒学用品費等 (2月2日以降に転入した新小・中学校1年生のみ)	51,060円	60,000円	7月末日
修学旅行費	22,690円 (上限額)	60,910円 (上限額)	修学旅行の実施後
学校給食費	現物支給	現物支給	

※新入学児童生徒学用品費等の支給対象となる新小・中学校1年生は、新入学準備金の支給基準日(2月1日)の翌日以降に転入等された児童生徒です。ただし転入前の市町村で新入学準備金の支給を受けている場合は支給対象外となります。

※この他に校外活動費、医療費(学校病:う歯、結膜炎、中耳炎、慢性副鼻腔炎、寄生虫病など)、通学費(区域外就学等を除き公共交通機関利用の場合のみ)などの援助があります。

※学用品費・通学用品費について、途中認定の場合は月割となります。

## 5. 申請

- ◆ 児童生徒の在籍する学校を通じて、四万十市就学援助認定申請書を提出してください。年度ごとの認定となるため、翌年度以降はあらためて申請が必要です。
- ◆ **新入学準備金については、受付期間内に教育委員会に四万十市新入学準備金認定申請書を提出してください。期間内に提出がない場合は、新入学準備金の支給はありません。**

## 6. 結果通知

申請に基づき、ご家族全員の所得や児童扶養手当受給状況などを調査させていただき、学校を通じて審査結果をお知らせします。

※申請中は学校給食費(完全給食費)の請求を保留しますが、認定にならなかった場合は、さかのぼってお支払いいただきますので、ご了承ください。

認定区分(受付時期)	結果通知時期	認定された場合の支給開始日
当初認定(当該年度の5月20日まで)	7月上旬	4月1日または転入日から支給
途中認定(当該年度の5月20日以降)	随時	申請書を受理した月の翌月分から支給

## 7. その他

- ・婚姻等により家族構成に変動があった場合は、再度申請書の提出が必要です。
- ・審査に関係する項目について偽りや、その他不正な手段によって援助費を受けた場合は、援助費の返還を命ずる場合があります。

問い合わせ先

- お子さまが通学している小・中学校
- 四万十市教育委員会 学校教育課 【TEL34-5445】

